



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価 (送料共) 1 か月 2,200 円

目次 (*については県例規集掲載事項)

- 規則
 - *68 和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則 (青少年課)
- 公安委員会規則
 - *8 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

規 則

和歌山県規則第68号

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月5日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県青少年健全育成条例施行規則 (昭和54年和歌山県規則第4号) の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「第13条第5項第4号」を「第13条第5項第5号」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 条例第13条第5項第4号に規定する規則で定める機能は、室内においてその温度が20度から35度までのものである場合であって、弾丸を水平方向に発射したときにおいて、発射地点から50センチメートルの地点における弾丸の運動エネルギーが0.135ジュールを超える機能とする。

附 則

この規則は、平成19年10月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第8号

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成19年7月5日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人

和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則 (昭和29年和歌山県公安委員会規則第3号) の一部を次のように改正する。

第25条に次の1号を加える。

(5) 犯罪による収益の移転防止に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。